

医業トピックス

税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1

TEL 082-272-5868

URL <http://www.hasegawakaikai.com/>

一 認定医療法人制度とみなし贈与課税の非課税措置 一

3年間の時限措置として平成26年10月1日にスタートした認定医療法人制度が平成32年9月30日まで3年間延長されました。「持分なし」への移行を阻んでいた大きな要因の一つである「みなし贈与課税（相法66④）」が、認定医療法人に限っては非課税となりますので、改正後の認定医療法人制度と税制措置についてご紹介します。

◆平成29年改正の概要

平成26年成立「医療介護総合確保推進法」により医療法人制度の見直しがなされ、「持分なし」医療法人への移行推進策が創設されました。

平成29年改正により、認定制度を3年延長するとともに、認定要件に適正な「運営に関する要件」を追加して、「持分なし」へ移行する際のみなし贈与課税を租税特別措置（税制改正）で非課税とし、あわせて「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等」の税制措置も3年間延長（税制改正）されました。

◆改正後 認定医療法人の認定要件

- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①社員総会の議決があること ②移行計画が有効かつ適正であること ③移行計画期間が3年以内であること | } | <p>①～③は平成26年10月スタート時要件
（平成18年改正医療法附則10の3④四）</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ④「運営に関する要件」※平成29年10月1日以後追加 | | |

○厚生労働省令で定める「運営に関する要件」8項目

（医療法施行規則改正案による改正後の附則第57条の2）

	要件
運営方針	① 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
	② 役員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めていること
	③ 株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと
	④ 遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと
	⑤ 法令に違反する事実、帳簿書類の隠蔽等の事実その他公益に反する事実が無いこと
事業状況	① 社会保険診療等（介護、助産、予防接種含む）に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること
	② 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準によること
	③ 医業収入が医業費用の150%以内であること